

葛卷町農業委員会  
第23回総会議事録

1 日 時 平成29年4月20日(木) 午後13時30分から午後14時20分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 平成28年度葛巻町農業委員会事業報告及び平成29年度葛巻町農業委員会事業計画(案)  
の承認について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事の進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の一時的転用現状変更届の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一      ② 馬 場 正 俊      ③ 星 野 順 子      ④ 木戸場 真紀子  
⑤ 橘      秀 子      ⑥ 芳 田      聡      ⑦ 川 崎 美由起      ⑧ 藤 森 雅 美  
⑨ 長 峯 一 雄      ⑩ 森      久 雄      ⑪ 坂 井 徳 身      ⑫ 藤 岡 俊 策  
⑬ 久 保      淳      ⑭ 坂 待 純 一      ⑮ 深 澤      進  
(会長職務代理者)      (会      長)

5 欠席委員

⑬ 落 宰      勝

6 議事録署名委員

③ 星 野 順 子      ④ 木戸場 真紀子

7 書記(農業委員会事務局)

落 合 咲 子(主幹)

事務局長

お疲れ様です。この度の定期人事異動によりまして、事務局長を拝命いたしました千葉隆則と申します。今年度の事務局体制につきましては、落合がこの度主幹に昇格いたしました。また、農地利用集積促進員の林と、事務補助員の馬場の4名体制で皆様の活動をサポートして参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただ今から葛巻町農業委員会第23回総会を進めさせていただきたいと思ひます。はじめに、深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、引き続き総会に入つていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔あいさつ〕

会 長

ご苦勞様です。ただ今、千葉事務局長からご挨拶をいただきましたが、千葉事務局長よろしくお願ひいたします。今年はずいぶん寒い寒いと思ひておりましたが、花が咲いていたり、つくしを見つけまして、もう春はすぐそこまで来ていると感じました。皆さんも農作業が始まりますし、あるいはもう始めている方もあるかと思ひますが、今年1年、農作業事故のないように努めていただきたいと思ひます。

それから、今日は午後6時半から歓送迎会ということで、夕方のは忙しい時間ではありますが、できるだけ仕事を早めに終わらせて、ご参加いただきたいと思ひます。

〔開 会〕

議 長

それでは、総会に入ります。ただ今から、葛巻町農業委員会第23回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中15名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、13番落宰委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、3番星野委員、4番木戸場委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の落合主幹を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。

会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

議長 《日程第3》

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議長 【事務局長 挙手】

事務局長 事務局長。

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
3月31日(金)	辞令交付式 (14時00分～ 役場第4会議室)	会長 事務局長、局長補佐
4月3日(月)	辞令交付式 (10時00分～ 総合センターホール)	会長 事務局長、主幹
14日(金)	現地確認調査 (13時00分～ 町内)	久保委員、門場委員 事務局長、主幹

以上を報告をいたします。

議長 ただ今の報告について、何かございましたらどうぞ。

議長 【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議長 《日程第4》

議長 次に、日程第4「議案第1号 平成28年度葛巻町農業委員会事業報告及び平成29年度葛巻町農業委員会事業計画(案)の承認について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

議長 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。2ページになります。平成28年度葛巻町農業委員会事業報告書の1番、農地の移動でございます。売買、贈与、賃貸借、使用貸借、小作地の解約ということで、取扱件数の合計は72件、取扱面積は、989,974㎡で、約99ヘクタールでございます。2番の農地法第4条、第5条による転用でございます。4条関係が2件、それから、5条関係が21件の合計23件となっております。5条のうち、一時転用につきましては、18件でございます。また、転用面積につきましては、49,355㎡となっております。3番の会議の開催状況につきましては、ご覧いただきたいと思います。

次の3ページになります。4番の農政活動及び指導状況といたしまして、まずは(1)農政活動でございます。5月に入ってから9日でございますけれども、農林水産大臣

表彰受賞祝賀会が葛巻高原牧場のもく・木ドームで開催されまして、159名の方々からご出席をいただいております。続きまして、次の4ページをご覧いただきたいと思えます。一番下段になりますけれども、8月11日木曜日、第26回みどりの文化受賞記念祝賀会がふれあい宿舎グリーンテージで開催されております。こちらには会長が出席しております。

次の5ページになります。9月12日、ちょうど中段になりますけれども、8月30日に発生いたしました台風10号による農地被害調査ということで、町内全域を調査しております。会長ほか委員9名の方に参加していただいております。それから、数行下がりますして27日火曜日ですけれども、葛巻町畜産クラスター協議会の設立総会が、役場第4会議室で開催され、会長が出席しております。

次の6ページをご覧いただきたいと思えます。下段になりますけれども、1月18日水曜日から19日木曜日にかけて、女性農業委員研修会及びポラーノの会の総会が、盛岡市のホテル紫苑で開催されまして、星野委員に出席していただいております。

次に、7ページの中段になりますけれども、2月27日月曜日に大石・九蔵坂・鈴鹿口農地利用協議会設立総会が、役場第4会議室で開催されておまして、会長が参加しております。また、数行下がりますして3月9日から10日の二日間にわたりまして、第13回女性農業委員活動推進シンポジウムが東京都で開催されまして、星野委員、橋委員、木戸場委員の3名に出席していただいております。下段のほうになりますして、3月28日火曜日に葛巻町農業後継者等パートナー事業協議会臨時総会となっておりますが、解散総会でございます。こちらが総合センターで開催されまして、この日をもちまして解散となっております。

次の8ページをご覧いただきたいと思えます。(2)の指導・調査活動ということで、⑤といたしまして、先ほどのとおり台風10号によります災害被害調査となっております。結果につきましては、町のホームページで公開をしております。それから、(3)農地の生前一括贈与による贈与税関係につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして5番の研修事業でございます。8月31日、東京・北海道農業活性化フォーラムが秋田県民会館で開催されまして、会長ほか3名が出席しております。11月10日、岩手県農業委員会大会が都南文化会館で開催されまして、会長ほか12名が参加しております。11月28日から30日の2泊3日で、農業委員県外研修ということで岐阜県高山市、愛知県西尾市に会長ほか12名が出席して実施しております。

6番の農業者年金業務でございます。推進業務といたしまして、11月25日に農業者年金巡回相談が開催され、相談者は8名でございます。また、2月22日の農業者年金のつどいに65名に参加いただいております。(2)農業者年金取扱件数につきましては、新規の加入が3件ということで、以下につきましてはお目通しをお願いいたします。

7番の家族経営協定の関係でございますけれども、協定書締結が2組、協定書破棄が1組ということで累計で65組となっております。また、8番の情報活動の全国農業新聞購読数は83部ということで、前年度末が86部ですので、3部の減となっております。

続きまして10ページの平成29年度事業計画案についてご説明申し上げます。昨年末に国会で批准された環太平洋連携協定TPPにつきましては、今年1月20日に就任しましたトランプ米国大統領が離脱を正式に表明しております。これによりましても、農業分野においての具体的な言及は未だになされておられません。このため、政府は米国以外の11カ国による協定発効を模索する方向に軸足を移すことが判明いたしております。内容といたしましては、合意した有志国だけでTPPを適用する案などが浮上しており今後の農業情勢は依然として不透明な状況が続いております。

このことから農業委員会活動の「見える化」また「農業者から期待される農業委員会」への役割を認識しまして、意欲ある若手後継者や新規就農者の確保、育成に努めるとともに、農地の集積と集約化、遊休農地の解消と生産コストの低減に努め、これからの時代に対応した新農山村モデルとなる取り組みを進めるものといたします。

事業内容といたしましては、まずは会議の開催でございます。定例総会につきましては毎月の開催を行いますし、小委員会等の開催につきましては、農地農政を必要に応じて開催して参ります。

2つ目の農業委員会組織、制度改革への対応ということで、平成30年8月19日までが現委員さん方の任期となりますけれども、それ以降の体制整備ということで進めて参りたいと考えております。次に、11ページの農地関係業務になります。(1)の農地法に基づく権利の移動、そして(2)農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用計画、利用権設定等についての指導、現地調査等の実施をして参ります。(3)農地中間管理機構との連携によります、担い手農家への農地利用集積の促進ということで、これにつきましては以下の表をご覧いただきたいと思っております。昨年は農地面積ということで記載させていただいておりますが、国の最適化推進委員等が、先ほどの30年度以降にはなるんですけども、そういった利用集積における交付金等の交付の関係等もございまして、様々な農林水産省との関係もございまして、整合性をとるにあたりまして、今回から耕地面積ということで、農林水産省の耕地面積及び作付け面積統計による耕地面積ということで、そういった数値を採用させていただいております。その耕地面積によりますと、本町の面積が3,790ヘクタール、平成28年度までの実績になりますけれども、集積面積が2,581ヘクタール、集積率につきましては、68.1%でございます。平成29年度の目標でございますけれども、目標面積が15ヘクタール、累計面積が2,596ヘクタール、集積率68.5%を目指すものでございます。

次に、(4)農地の日7月15日農地法制定日のPR活動強化、(5)農地パトロール等による遊休農地の発生防止、違反転用防止活動の強化に努めて参ります。こちらにつきましては、農地面積そのままの数値でございますけれども、4,124ヘクタールに対しまして、28年度までの遊休農地が36.9ヘクタール、遊休農地率が0.9%、29年度の目標でございますけれども、解消面積といたしまして2ヘクタール、累計面積を39.4ヘクタール、遊休農地率を0.8%とするものでございます。

次に、4番の農政関係業務でございます。(1)農業施策に関する要望及び行政庁の諮

問に対する答申、(2)農業関係施策の整備強化対策の要望、(3)第62回岩手県農業委員会大会への参加、(4)農業の担い手・農業後継者等の育成・確保対策、(5)家族経営協定の普及及び締結促進ということで、表の方になりますけれども、認定農業者数が128件でございまして、28年度までの実績といたしまして、31件の協定締結が結ばれておりまして、締結率が24.2%でございます。29年度の目標といたしまして締結数が2件、累計締結数が33件、締結率を25.8%を目指すものでございます。

次のページをご覧くださいと思います。農業後継者対策ということで、先ほど、3月27日に農業後継者等パートナー事業協議会が解散したということをご報告いたしました。協議会の方は解散しておりますけれども、農業委員会として独自の農業後継者対策ということで、次の3項目を挙げております。(1)後継者の把握及び情報収集など、(2)仮称でございまして「くずまき出会いサポート協議会」との連携、(3)その他の必要な調査、対策ということで考えてございます。

6番の農業経営安定対策でございまして。(1)中心的経営体等の経営改善集落営農組織活動への支援、(2)農地所有適格法人への支援、それから、7番目といたしまして、各種大会及び研修会の実施、参加ということで、(1)全国及び県の大会等、(2)農業会議等の主催による各種農業委員等の研修、(3)農業者年金事業研修ということで、こういったものが予定されてございますので、大会、研修会等に参加して参りたいと考えているところでございます。次の13ページをご覧ください。農業者年金事業といたしまして、(1)農業者年金協議会への活動支援、(2)夢ミルクの会への活動支援、それから(4)の農業委員ワンワン運動、委員1人1加入促進の展開をお願いしたいと思います。

次に、9番の相談事業でございまして。農地、農業者年金に関する相談について推進して参ります。10番の各種調査の実施及び外部団体への情報提供につきましては、例年どおり(1)から(6)までの団体事業等を考えております。11番の情報事業の推進ということで、インターネット、町のホームページ、くずまきテレビ、町広報誌による情報提供を行って参ります。ちなみに、④の農作業賃金標準額につきましては、1時間あたりが725円、1日あたりが5,800円ということで29年度から昨年と比較すると、大きな引き上げになっております。(2)農業者年金加入促進につきましては、目標を3人とさせていただきまして、加入者待機者が153人、受給者が213人で、全部で366人となってございます。次のページをお願いいたします。(3)全国農業新聞の購読普及とありまして、28年度末の購読者数は83名でございまして。12番、関係機関・団体との連携協調ということで、昨年度までは多数の関係機関を挙げてございましたけれども、パートナー事業協議会の解散により、見直しを行いましめた関係団体でございまして。

以上でございまして。

議長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【2番馬場委員 挙手】

議長

馬場委員。

2 番 : はい。教えていただきたい部分があったのですが、11ページにあります3つの表につきまして、いちばん上の表は耕地、2番目の表は農地なんですけれども、面積にも差がございますが、違いを教えてください。

**【落合主幹 挙手】**

議 長 主 幹

落合主幹。

ご質問がありました耕地面積ですけれども、耕地面積の数値につきましては、農林水産省で行っております、耕地及び作付面積統計という統計調査がございまして、その数値を使いなさいということになっております。農地面積につきましては、いわゆる農業委員会で整備しておりますシステムに入力してある農地台帳の数値になります。面積がかなり乖離しているんですけれども、耕地及び作付面積統計につきましては、例えば田んぼの場合ですと、畦畔を何割か見ておりますので、その分が引かれた面積になっております。

以上です。

議 長

他にございませんか。

**【10番森委員 挙手】**

議 長 10 番

森委員。

12ページの後継者事業のサポートですけれども、農業委員会として何か特別やる予定はしてありましたでしょうか。

**【落合主幹 挙手】**

議 長 主 幹

落合主幹。

はい。先ほどの森委員からのご質問でございますけれども、先月の解散総会の時に皆さんで協議いたしました、なんらかの形で支援をしていきたいと思いますということで、具体的な活動につきましては、今後皆様と協議をしながら進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

他にございませんか。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第1号「平成28年度葛巻町農業委員会事業報告及び平成29年度葛巻町農業委員会事業計画(案)の承認について」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。よって、議案第1号「平成28年度葛巻町農業委員会事業報告及び平成29年度葛巻町農業委員会事業計画(案)の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたします。



《日程第 5》

議長 次に、日程第5「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 それでは、議案書は15ページをご覧ください。

この案件は、農業者年金の受給に伴う農地の使用貸借の案件です。

農地は、江川第●●地割字●●の畑3筆41,973㎡で、同地区の●●●●さんから後継者の●●さんへ貸し付けるものでございます。申請地の位置図は、18ページをご覧ください。農地は●●●の自宅の裏手に2筆、町道●●●●●●の道路沿いに1筆あり、いずれも耕作されています。調査書は16ページをご覧ください。権利設定は5月1日で、10年間の使用貸借になります。農地法第3条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を、14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。

14番 現地確認の結果を報告いたします。

この許可申請は、後継者に経営移譲をするため、親子間で使用貸借をする案件でございます。

これまで同様に、家族3人で農業に従事するものであり、農地も適正に使用されていることから、調査書に記載のとおり問題ないものと判断いたしました。

以上でございます。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を私から申し上げます。

久保委員からも説明がありましたが、農業者年金受給のための経営移譲ということで特に問題はないものと思われまます。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求め

ることについて」を、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。よって、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

**《日程第6》**

議 長

次に、日程第6「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は19ページからご覧ください。

今月は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書が3件提出されております。

1番と2番の案件は、いずれもKDDIの携帯電話無線中継基地局設置に伴う工事用地でございます。1番は葛巻第●●地割字●●●の農地192.5㎡、2番は葛巻第●●地割字●●●の農地220㎡で、貸付人及び借受人は記載のとおりです。

1番の位置につきましては、23ページをご覧ください。基地局建設計画が別にKDDIから提出されておりますが、鉄塔建設予定地は、●●●集落と●●集落の間、国道から2mほど低い場所にある農地です。次のページに今回の事業計画書、配置図等を添付しております。資材置場や残土置場、仮設トイレの設置を含む工事仮設用地として使用するもので、期間は5月から10月までの6カ月を予定しております。

次に、21ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の「農地転用許可基準からみた意見と理由」にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

次に、2番の案件ですが、位置図は29ページをご覧ください。●●●簡易郵便局の斜め向かい、国道沿いの宅地に挟まれた農地の一部を使用するものでございます。1番と同一業者による工事で、用途等につきましても同様ですので、説明は省略させていただきます。

調査書は27ページをご覧ください。この案件につきましても、4番の「農地転用許可基準からみた意見と理由」に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

最後に、3番の案件について説明いたします。議案書20ページをご覧ください。

この案件は、江川第●●地割字●●●の畑4筆のうち3,842㎡を、風力発電設備の設置に伴う工事用地及び工事用道路として一時的に使用するものでございます。貸付人及び借受人は記載のとおりです。

全体の位置図は、35ページをご覧ください。場所は●●●●●●●●●●が町から借り受けている●●●●●●●●●●牧場の一部となります。次のページからは、申請箇所を明記した地番ごとの図面4枚を添付しております。

風車自体は、いずれも保安林内に建設する予定ですが、保安林と接している農地の一部を工事用地として、また機材搬入のための工事用道路として必要最小限の面積を使用するものでございます。期間は、許可の日から3年間、平成32年4月までの予定となっております。

調査書は33ページをご覧ください。この案件につきましても、4番の「農地転用許可基準からみた意見と理由」に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると思われるものです。

以上で、第5条の説明を終わります。

議長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。現地確認の結果の報告を1番門場委員にお願いします。

**【1番門場委員 挙手】**

議長 門場委員。

1番及び2番の案件は、携帯電話無線基地局の設置用地だけでは工事ができないため、工事に必要な最小限の面積を使用するものです。

いずれも現在は牧草畑として利用されておりますが、鉄板敷きによる施工のため、農地への影響は少ないものと思われま。隣接地への影響もなく、工事用地はフェンスで囲うため安全対策も配慮されています。このことから、調査書のとおり問題ないものと判断いたしました。

3番は、昨年8月に許可された●●●●●●●●●●地区の風力発電設置工事と一連の案件です。図面に示されているとおり、保安林に隣接している部分9か所のみ使用するものであり、代替地もなく、必要最小限の面積と認められます。3年間の一時転用であり、工事完了後は牧草地に復元するため、調査書のとおり問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に、地区担当委員の補足説明ですが、13番落宰委員が本日欠席しておりますので、省略いたします。それでは、疑等ございましたら、どうぞ。

**【「なし」の声】**

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を、原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【挙手全員】**

議長 挙手全員です。  
よって、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を提出いたします。

### 《日程第7》

議長 次に、日程第7「議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。  
事務局より議案の説明を求めます。

#### 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 それでは、議案書は42ページからご覧ください。まず、農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画から説明いたします。

1番の案件は、江川第●●地割及び第●●地割字●●●●の畑、5筆合計で13,867㎡、同地区の●●●●●●さんの農地でございます。労力不足により公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるもので、貸借期間は平成29年5月1日から10年間、賃借料は記載のとおりです。

2番の案件は、葛巻第●●地割字●●●●の畑、3筆合計27,944㎡、同地区の●●●●●●さんの農地でございます。農業廃止のため、岩手県農業公社に貸し付けるもので、期間及び賃借料は記載のとおりです。

3番及び4番の案件は、農業者年金の受給に当たり、経営移譲を行うこととした●●●●地区の●●●●●●さんが、備考欄に記載の所有者から借り受けていた農地を後継者に転貸するものでございます。農地の所在や面積、賃借料等は記載のとおりです。転貸期間は5月1日から原契約の終了日までとなります。

次に、所有権移転の利用集積計画の案件でございます。

農地は、江川第●●地割字●●●●●●の田、4筆合計3,379㎡、●●●●地区の●●●●●●さんの農地でございます。これまで貸し付けていた農地を耕作者に売り渡すため、岩手県農業公社に所有権を移転するもので、売買価格及び移転の時期等は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

#### 【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり決定いたします。

**《日程第8》**

議 長

次に、日程第8「議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

**【事務局長 挙手】**

議 長

事務局長。

事務局長

議案書は45ページからご覧ください。この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番及び2番の案件は、先ほどの議案第4号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。次のページに優先順位検討表がございますので、ご覧ください。

1番の配分案については、中ほどの一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●さんに配分を予定しているものでございます。

2番については、一覧表に記載の2者で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で説明が終わりました。ただ今の議案第5号について、質疑等のある方はどうぞ。

**【「なし」の声】**

議 長

ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

**【「異議なし」の声】**

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

**【挙手全員】**

議 長

挙手全員です。

よって、議案第5号「農用地利用配分計画案に対する意見について」は原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見書を提出いたします。

《日程第 9》

議長 長 次に、日程第9「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

事務局長 議案書は48ページをご覧ください。

1番及び2番の農地は、議案第4号においてご審議いただいた所有権移転の農用地利用集積計画に関わる合意解約通知でございます。

現在の耕作者に農地を売り渡すため、農地所有者と公益社団法人岩手県農業公社との賃貸借契約を解約し、また同公社が転貸していた耕作者との契約を合わせて解約するものでございます。解約届日等は、記載のとおりです。

以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第1号について、質疑等のある方はどうぞ。

【「なし」の声】

議長 長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第 10》

議長 長 次に、日程第10「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 長 事務局長。

事務局長 3件の工事進捗状況報告書を受理いたしましたので、ご報告いたします。

1番及び2番は、●●●地区の●●●さんが昨年8月10日に転用許可を受けた分の完了報告で、4月3日に報告書が提出されました。

1番は、牛舎等の農業用施設用地、2番は自宅隣の駐車場としてそれぞれ整備したもので、4月14日に門場委員、久保委員とともに完了していることを確認して参りました。

3番は、●●●地区に建設された携帯電話無線基地局の工事前仮設用地として一時転用許可を受けていたものがございます。工事は前年に完成していたようですが、4月10日に施工業者から報告書が提出され、完了していることを確認して参りました。

以上でございます。

議長 長 以上で説明が終わりました。この事案は、現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を、14番久保委員にお願いいたします。

- 議 長** 【14番久保委員 挙手】  
久保委員。  
14 **番** 現地確認の結果を報告いたします。  
1番は、建設計画に遅れが生じたようですが、3月10日に完成し、すでに牛舎として使用されていることを確認して参りました。  
2番についても、駐車場として整地されていることを確認しました。  
3番は、昨年7月15日に工事が完了していたようですが、元の状態に戻っていることを確認して参りました。  
以上でございます。
- 議 長** 次に、地区担当委員の補足説明ですが、1番及び2番の案件については8番藤森委員に、3番の案件については、10番森委員にお願いします。
- 議 長** 【8番藤森委員 挙手】  
8 **番** 藤森委員。  
はい。報告があったとおり、すでに整備されておりました。
- 議 長** 【10番森委員 挙手】  
10 **番** 森委員。  
報告のとおり問題はありません。  
10 **議 長** 以上で説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。
- 議 長** 【「なし」の声】  
ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。
- 議 長** 《日程第11》  
次に、日程第11「報告第3号 農地の一時的現状変更届の受理について」を議題に供します。  
事務局より報告事項の説明を求めます。
- 議 長** 【事務局長 挙手】  
事務局長。  
事務局長 4月10日、災害復旧工事に係る農地の一時的現状変更届を受理しましたので、ご報告  
します。  
この届は、昨年8月の台風10号により被害を受けた●●●地区の河川災害復旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設道路として一時的に使用するものでございます。  
施工者は有限会社●●●●、農地所有者は同地区の●●●●●さんで、工期は4月25日から8月17日までの約4カ月です。工事用道路は、川岸に沿って幅4m、長さ74.5mの敷き鉄板により利用されます。

- 議 長 以上でございます。
- 議 長 この事案は、現地確認が行われております。
- 議 長 現地確認の結果報告を1番門場委員にお願いします。
- 議 長 **【1番門場委員 挙手】**
- 議 長 門場委員。
- 1 番 はい。当該農地は川向いにありますが、台風によって河川がえぐられたことにより、その農地に架けていた鉄製の橋も崩落している状況でした。
- 議 長 工事用道路は鉄板敷とするため、農地への影響は少ないと思われま。また、施工業者から復旧工事後は橋を架け直すとの説明がありましたので、一時的な使用であり、特に問題ないものと認められます。
- 議 長 以上でございます。
- 議 長 次に、地区担当委員の補足説明を、8番藤森委員にお願いします。
- 議 長 **【8番藤森委員 挙手】**
- 議 長 藤森委員。
- 8 番 はい。ただ今の報告のとおりで、補足は特にございません。
- 議 長 以上で説明が終わりました。
- 議 長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。
- 議 長 **【「なし」の声】**
- 議 長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。
- 議 長 **《日程第12》**
- 議 長 次に、日程第15「その他」に入ります。委員の皆さんから何かございますか。
- 議 長 **【「なし」の声】**
- 議 長 事務局からあればお願いします。
- 議 長 **【「特にありません」の声】**
- 議 長 ないようですので、「その他」を終了いたします。
- 議 長 本日の日程がすべて終わりましたので、以上で葛巻町農業委員会第23回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年4月26日

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_